

令和４年度１０月 第７回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和４年１０月２８日（金） 午前１０時００分 ～ 午前１０時１５分

開催場所 あま市七宝産業会館 ２階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
１	玉谷 尚登	出席	推 １	平尾 正敏	欠席
２	近藤 善成	出席	推 ２	小坂井 佳雄	出席
３	菱田 茂	出席	推 ３	宇佐美 雅仁	欠席
４	加藤 勝	出席	推 ４	近藤 哲夫	出席
５	伊藤 幸夫	出席	推 ５	林 和夫	出席
６	笹野 明美	出席	推 ６	花木 清	出席
７	近藤 美奈子	出席	推 ７	宮地 浩司	出席
８	木村 治彦	出席	推 ８	久保田 幸司	出席
９	三輪 光雄	出席	推 ９	足立 國雄	出席
１０	山田 武彦	出席			
１１	横井 幸一	出席			
１２	鈴木 良法	欠席			
１３	近藤 吉美	出席			
１４	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	井上 清彦
書 記	堀田 裕樹		伊藤 秀樹
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 1 号 現況証明願について
日程第 6	報告第 2 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 2 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について

議 長 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１３人、推進委員の出席数は７人です。鈴木委員、平尾委員、宇佐美委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和４年度１０月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。
２番近藤善成委員及び３番菱田茂委員を指名します。

議 長 日程第２「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。

議 長 日程第３ 議案第１９号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 （説 明）
議案第１９号について説明いたします。
１番につきまして説明いたします。
参考資料は１～３ページです。
譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂鎌蓋地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。
つづきまして、２番について説明いたします。
参考資料は４～７ページです。
譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂奥山、三田地内の田、畑の所有権移転による経営拡大となっております。
以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。
また、下限面積等の要件も満たしております。
こちらにつきましては、１０月２５日に横井委員と小坂井委員と現地確認をさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第１９号につきましては、横井委員と小坂井委員にて現地確認を行って

きましたが、代表して、横井委員から現地の状況について報告願います。

横井委員 議案第 19 号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び横井委員から説明・報告がありました、議案第 19 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 19 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 19 号は承認されました。

議 長 日程第 4 議案第 20 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第 20 号について説明いたします。

1 番につきまして説明いたします。

参考資料は 8 ～ 10 ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波南屋敷地内の畑で、一般個人住宅への転用で使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区における宅地の割合が 40 %を超えている区域にある農地で、農地区分は、第 3 種農地に区分されます。第 3 種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、2 番について説明いたします。

参考資料は 11 ～ 13 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっておりますが、10 月 27 日に申請人より譲受人の追加及び持分設定の訂正願がありましたので、本日配布しております資料のとおり訂正をお願いします。申請地は花長堀上地内の田で、一般個人住宅への転用で所有権移転となっております。

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区

域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

これらにつきましては、10月27日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、10月25日には横井委員と小坂井委員と現地調査をさせていただいております。

また、今回の議案ではありませんが、令和4年第5回農業委員会総会にて賛成いただきました案件について、ご報告をさせていただきます。

資料のとおり、譲受人は個人となっておりますが、許可権者である愛知県より「駐車場の使用者が工場の従業員なので、譲受人は会社として申請すべきである」との指摘により、法人格の工場へと変更になります。なお、申請理由及び権利の種類の変更はありません。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 横井委員と小坂井委員に現地確認を行っていただきましたが、代表して横井委員から現地の状況について報告願います。

横井委員 議案第20号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び横井委員から説明・報告がありました、議案第20号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第20号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第20号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第21号「現況証明願について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第21号について説明いたします。

1番につきまして説明いたします。

参考資料は14～17ページです。

申出者は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町桂郷内地内の田です。

20年以上前から宅地として使用しているため証明が見込めます。

なお、提出された書類には固定資産税評価額等証明書・国土地理院発行の航空写真があり、平成7年より農地以外で使用していたことが確認できております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第21号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第21号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第21号は承認されました。

議 長 日程第6 報告第21号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第22号「農地法第18条第6項の規定による届出について」、を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、11月30日(水)午前10時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年10月11日

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 近藤 善成

署 名 委 員 菱田 茂